

その他災害対策編

第1章 雪害対策

実施担当部：総務部
建設部
産業部
民生部
教育部

第1節 災害予防計画

雪害に対する予防活動の円滑な推進を図り、地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持に資するため、除雪資機材の整備、主要幹線道等の交通確保を図り、雪害予防に万全を期する。

具体的な活動については、「風水害対策編 第2章 災害予防計画」を使用し、本文中の「風水害」の表記を「雪害」に読み替えるとともに、特筆すべき事項については以下に記載した。

第1 雪害に強い地域づくり

1 雪害に強い町づくり

町は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い町づくりを行う。

- (1) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。
- (2) 雪害に強い町土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。

2 道路交通の確保計画

- (1) 町は、冬期における住民の安全と道路交通を確保するため、除雪の計画を定め、除雪体制を整える。特に雪害時（災害対策本部を設置する基準に達する降雪）は、町内の道路、公共施設、バス路線及び住宅等の立地状況を勘案し、効率的な道路除雪体制を実施するよう努める。
- (2) 町は、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、他の道路管理者との連携のもと、主要幹線より順次除（排）雪を実施する等迅速・適切に対応するよう努める。
- (3) 除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。

- (4) 通学路の除雪については、学校関係者、地元自治区及び関係機関等の協力を得て実施する。
- (5) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに、排雪場所の周知を図る。
- (6) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他の関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。
- (7) 地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、担い手となる地域の建設業者等が存続できるよう努める。

3 農林産物対策計画

県及びながの農業協同組合等の協力を得て、雪害による農林産物の被害、ハウス施設の損壊を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導及び周知を行う。

4 授業・保育の確保等

小中学校及び幼稚園、保育園（以下この節において「学校等」という。）においては、学校長及び園長（以下、この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示の下、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体的安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育・保育を確保するための対策を講ずる。

- (1) 学校長等は、児童生徒等及び保護者に対し確実かつ迅速な連絡確保のための体制をとる。
- (2) 学校長等は、天候の急変に際して町教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

5 文化財の保護

町は、積雪による破損や損傷のおそれがある文化財について、適切な対策を講ずる。また、所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

6 警備体制の確立

町は、関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努める。

7 雪害に関する知識の普及・啓発

降雪・積雪の状況、気温等から雪害の発生を予測することができる場合は、住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害の未然防止や軽減も可能であるため、降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図る。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- 1 雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合の迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興を講ずるための備えとして次の体制等の整備を行う。

(1) 緊急輸送関係

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、町は、除雪体制の強化により輸送路の確保を図る。

(2) 避難収容関係

ア 避難所は、雪崩のおそれがない場所へ開設する。

イ 避難施設等における暖房設備の設置等を行う。

2 雪処理関係

雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、町は各機関と連携し、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受け入れ等に関する体制の構築に努める。

(1) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組みづくりを推進する。

(2) ボランティアを地域で受け入れるための体制づくりを図る。

(3) 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図る。

3 情報提供体制の充実

町は、各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

(1) 防災行政無線、さかきまちすぐメール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

(2) インターネット等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

第2節 災害応急対策計画

雪害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合、雪に関する気象注意報・警報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動を実施し、万全を期する。

第1 気象警報・注意報等の伝達活動

長野地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、町及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。

なお、具体的な活動については、風水害対策編第2章第4節「活動体制計画」及び第3章第3節「非常参集職員の活動」による。

1 長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報の発表基準一覧表

坂城町	発表官署	長野地方気象台
	府県予報区	長野県
	一次細分区域	北部
	市町村等をまとめた区域	長野地域
警報	暴風雪 (平均風速)	17m/s雪を伴う
	大雪(12時間降雪の深さ)	12時間降雪の深さ25cm
注意報	風雪 (平均風速)	13m/s雪を伴う
	大雪(12時間降雪の深さ)	12時間降雪の深さ15cm
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。又は積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上
	着氷	著しい着氷が予想される場合
	着雪	著しい着雪が予想される場合

(注) 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表される時は、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、又は更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

2 情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

3 警報・注意報基準一覧表の解説については、風水害対策編第3章第1節「災害

直前活動」の内容を参照する。

2 住民の避難誘導等

町は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

- (1) 町は、住民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。その際は、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。
- (2) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。
- (3) 町は、住民への避難指示等の伝達に当たっては、町防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。
- (4) 町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

第2 活動体制の確立

1 除雪活動

(1) 除排雪の優先順位と考え方

基本的な考え方として、主要幹線道路の確保を第一とするが、急病人等の対応については並行的に対応できるよう努める。第二として、各管理施設の状況調査及び敷地内等の除排雪を行う。このほか、早急に対応しなければならない事象が生じた場合には、臨機応変に対応する。

(2) 除雪体制の確立

町は、町道の除雪を迅速かつ円滑に行うため、除雪用機械及び資機材等の配置状況等を把握し、必要な要員を確保して、除雪体制の確立を図る。また、他の道路管理者と連携を図り、連絡調整を行う。

(3) 除雪開始時期

交通に支障をきたすおそれがあると認められるとき（具体的には、積雪が10cmに達したとき）。

(4) 住民による除雪活動等

住民は、一定量の降積雪があった場合、自宅周辺等については自力除雪に努めるとともに、町等が実施する除雪作業の環境整備に協力する。

(5) 住民の安全対策、福祉対策

除雪作業等の実施が困難な高齢者世帯等の安全確保のための支援を行う。さらに降雪が続く広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

ア 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。

イ 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

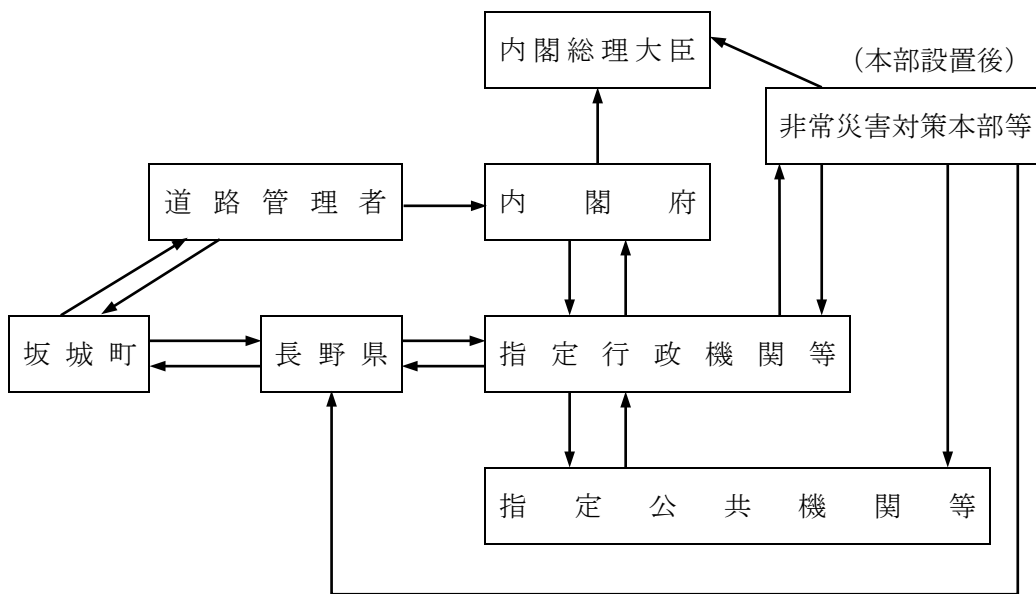
2 交通の規制

雪害の発生等により、道路交通に危険がある場合又はそのおそれがある場合は、各道路管理者等と連携し必要に応じ、その区間の通行禁止又は規制について協議する。

3 自衛隊の派遣要請

雪害が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

応急対策活動情報の連絡



第2章 航空災害対策

実施担当部：総務部
消防部
民生部

第1節 災害予防計画

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、関係機関との連携に努める。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

第2 災害応急体制の整備

町は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

第2節 災害応急対策計画

航空機の墜落等により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限にとどめることを目的とする。

第1 情報の収集・連絡・通信の確保

1 情報の収集及び報告

(1) 町は、航空機や無人航空機、画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

(2) 町は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

2 応急活動対策の情報収集

町は、応急対策の実施状況について県との情報交換を行うとともに、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

第2 活動体制の確立

1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

町は、風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」に基づき、早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

2 広域応援体制への早期対応

町は、災害の規模等により、町の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行う。

3 自衛隊の派遣要請

航空災害が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

第3 捜索、救助・救急及び消火活動

1 捜索活動の実施

町は、県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関と消防団との連携による捜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

2 消火、救助活動の実施

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防・水防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

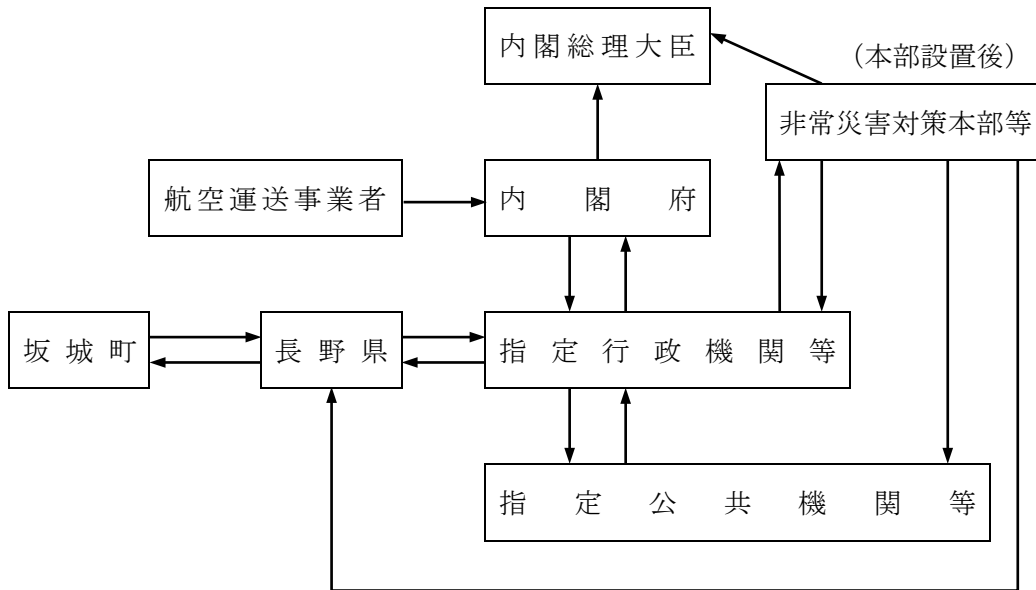
3 医療活動の実施

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や千曲医師会、日本赤十字社長野県支部、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

第4 関係者等への情報伝達活動

町は、県や関係機関と連絡を取り合い、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を把握し、住民家族等に役立つ情報を適切に提供するよう努める。

応急対策活動情報の連絡



第3章 道路災害対策

実施担当部：総務部

建設部

消防部

民生部

第1節 災害予防計画

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、各道路管理者と協力して、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第1 道路（橋梁等を含む）の整備

- 1 町は、道路災害に対する安全性に配慮した整備を行う。
- 2 道路管理者は、自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備に努める。

第2 災害応急体制の整備

- 1 関係機関との協力体制の整備
町は、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図るため、関係機関との協力体制を整備する。
- 2 関係者への的確な情報伝達体制の整備
町は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、放送事業者等との連携を図る。

第2節 災害応急対策計画

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救助・救急活動を行う。

また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限にとどめる。

被害が甚大な場合は、必要に応じて各道路管理者等と相互に支援を行う。

第1 災害情報等の収集・連絡

町は、大規模な道路災害が発生したことを覚知したときは、直ちにパトロールによる災害状況の調査を行い、県及び関係各機関に報告する。

第2 救助・救急・消火活動

町は、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり、救助・救急・消火活動を実施する。

第3 災害応急対策の実施

1 応急活動の実施

町は、町内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県等に報告する。また、関係機関は連携を図りながら交通規制、応急復旧等を行い、交通の確保に努める。

2 協力体制の確立

町は、必要物資等について速やかに県等に要請するなど、緊密に連携、協力して効率的な人員・資材の運用に努める。

3 自衛隊の派遣要請

道路災害が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

第4 関係者等への情報伝達活動

町は、県や関係機関と連絡を取り合い、道路事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を把握し、住民等に情報を適切に提供するよう努める。

第5 被害拡大防止措置

町は、他の道路管理者と協力して、二次災害防止のため次の措置を講ずる。

1 通行禁止又は制限

(1) 事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

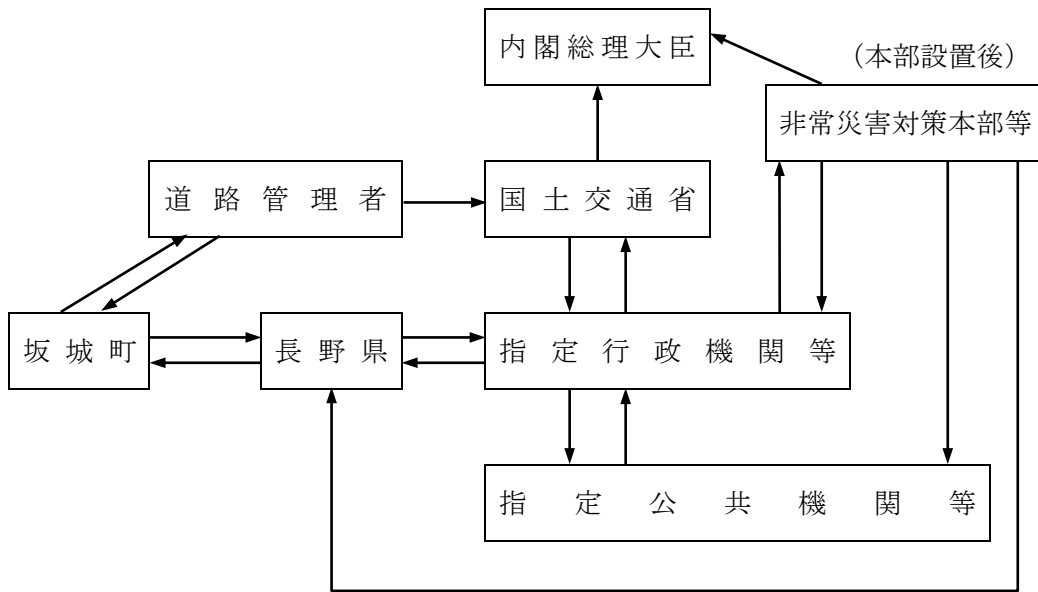
(2) 道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

2 道路利用者及び住民等への広報

町は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は防災行政無線、さかきまちすぐメール、広報車、緊急速報メール、町公式SNS等により広報を行う。

3 道路災害における連絡体制

応急対策活動情報の連絡



第4章 鉄道災害対策

実施担当部：総務部
建設部
消防部
民生部

第1節 災害予防計画

大規模な鉄道事故に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、関係機関との連携に努める。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

第2 災害応急体制の整備

町は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

第2節 災害応急対策計画

町は、大規模鉄道事故が発生した場合、利用者及び住民等の生命、身体を守るため、直ちに適切な応急活動を実施する。

第1 鉄道事故情報等の連絡

1 鉄道事故情報等の連絡

- (1) 町、県、JR東日本及びしなの鉄道は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- (2) 発見又は連絡に基づき、町は直ちに、警戒体制の強化、避難指示、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。
- (3) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

第2 救助・救急・消火活動

町は、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に基づき、救助・救急・消火活動を実施する。

第3 活動体制及び応援体制

1 広域応援体制

- (1) 町は、鉄道災害が発生した場合、その被害の規模等に応じて、県及び他市町村に応援を求める。
- (2) 町は、他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

2 自衛隊派遣要請

町は、鉄道災害が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」に基づき、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

第4 関係者等への情報伝達活動

町は、県、JR東日本及びしなの鉄道と緊密に連絡を取り合い、鉄道事故の状況、安否情報を把握し、住民等に情報を適切に提供するよう努める。

第5章 危険物等災害対策

実施担当部：総務部

消防部

建設部

民生部

第1節 災害予防計画

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

1 規制及び指導の強化

消防本部は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、以下の指導を行う。

- (1) 消防本部による危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- (2) 消防本部は、既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- (3) 消防本部による立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

イ 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

2 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防本部との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

第2 災害応急体制の整備

1 応援体制の整備

町は、危険物取扱事業所間による相互応援に関する協定の締結など保安体制の整備を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

2 県警察との連携

消防本部は、消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等を行うとともに、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(1) 町は、危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

第2節 災害応急対策計画

町は、町域に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、隣接市町、県等防災関係機関並びに区域内的の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

第1 応急活動体制の確立

町は、危険物等災害が発生したことを覚知したときは、直ちに消防本部と連絡をとり、状況を把握するとともに、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立し、災害応急対策を実施する。

第2 災害拡大防止活動

- 1 引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を確保するため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、防災行政無線、広報車等を利用した住民への広報や避難立ち退きの指示又は勧告を行う。
- 2 流出、転倒及び浮上したタンク等については、施設の管理者等に使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。
- 3 危険物関係

危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びそのおそれがあるときは、直ちに消防本部に通報する。

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、消防法の規定により、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、町域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じることができる。

(2) 災害発生時等における連絡

町は、危険物施設において災害が発生した場合、危険物等取扱事業所、消防本部、警察及び県等関係機関並びに近隣の事業所・住宅等に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との連絡体制を確立する。

(3) 危険物施設の管理者等に対する指導

町は、危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

【危険物等取扱事業所等が実施する対策】

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、町、消防本部、警察及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

- (1) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を停止し、関連する施設

及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

(2) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(3) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地の状況を消防本部及び警察等に連絡する。危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防本部等に連絡する。

4 自衛隊の派遣要請

危険物等災害が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

5 毒物・劇物関係

(1) 町は、周辺住民に対して必要に応じて避難等の警告を行うとともに、広報活動等を行う。

(2) 町は、飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(3) 消防本部は、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

【水道事業者等が実施する対策】

取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

6 共通事項

町は、危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、救助・救急活動等を実施する。

第3 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民へ健康被害を与えるおそれがあるため、町及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止に努める。

1 町は、消防本部と連携してオイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置をとる。

2 町は、飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

3 町は、必要に応じて水質検査等の環境モニタリングを実施するものとする。

応急対策活動情報の連絡

